

会員医療機関様へ



NPO
健康情報処理センター
Aichi Health Information Center

あいち

NPO たより

TEL 052-241-1351 FAX052-241-1352
ホームページ <http://www.npo-aichimed.or.jp>

1) 平成21年度特定健康診査・特定保健指導委託契約締結について

さて、平成21年度の集合B契約については、平成21年4月3日、愛知県医師会館において、本年度の代表保険者である愛知県市町村職員共済組合と、NPO健康情報処理センターあいちとの間で下記内容にて契約が締結されましたのでお知らせいたします。今回の集合契約の締結に向けては、代表保険者側の要望として集合A契約単価が5,250円から6,825円(消費税込)に変更されたことから、集合B契約についても集合A契約単価6,825円に近づける要望が強くありました。

しかしながら、市町村国保委託料との差異が大きい事や、委託料には電子化費用等も含めた金額として契約するようにとの厚生労働省の指導、さらには経済状況を鑑み、代表保険者との交渉の結果、下記内容での締結となりました。よろしくご了承をお願い申し上げます。

区 分		1人当たり委託料単価(消費税含む)		
		個別健診	集団健診	
健診	基本的な健診の項目	7,800円	6,825円	
	詳細健診	貧血検査	231円	231円
		心電図検査	1,365円	1,365円
		眼底検査	756円	756円
指導	動機付け支援	9,450円		
	積極的支援	26,250円		

2) 特定健診記録は“特定健康診査カルテ”を使用してください

特定健康診査のカルテは、診療用カルテとは別々に保管して、二重請求の防止に努めてください。尚、特定健康診査専用カルテは医師協同組合で取り扱っております。(自院のカルテを分けてご使用頂ければ結構です)

3) 今年も会費はいただきません

定款に規定されております健康情報処理センターあいちの正会員の会費は、平成21年度も徴収しないことに総会で決まりました。

4) 利用券と受診券は違います

特定保健指導対象者は「特定保健指導利用券」を持参します。当該利用券で「特定健康診査」を実施している医療機関が散見されますが、利用券では健康診査はできません。「利用券」とは特定保健指導(動機付け支援・積極的支援)が必要な方へ送付されていますのでお間違えないようご注意ください。